

# 中立な第三者機関の意義と役割

## ～福島原発震災 2011 (SDP9) 原子力村の解体必要性

加部 隆史 (NPO 安全工学研究所)

### 1. はじめに

福島原発震災 2011 の各種報道につき、「何が本当なのかわからない」という気持ちを多くの日本国民は抱いたと思う。この情報の非対称という事を出発点としてこれまで、様々な角度からディスカッション・ペーパー (SDP1-7) により、筆者は問題提起をしてきた。

グローバル社会においては、人々の福祉を支える経済活動が国境を越えて、様々な習慣や風習を乗り越えて、商品交換が行われる。そこで貿易の自由を確保することが求められ、それを円滑に行う為に、1979年に国際協定として合意されたGATTスタンダードを踏まえて、1995年にWTO/TBT協定が成立した。これにより国際標準化作業が急速に普及した。

安全については、法律に基づく国による技術基準を超えて、民間の標準化団体が策定した規格を安全基準として適用しようとするものである。そして、中立的な民間の第三者機関が、製品の妥当性を検査・認証するという枠組みが出来ている。

いくつかの事例を検証し、第三者機関の意味と必要性を考えてみたい。

### 2. 日本での原発事故事例

#### 2.1 JCO 事故

1999年9月30日JCO東海事業所の転換試験棟において日本で初めての臨界事故が発生した。この事故では、瞬間的に大量の核分裂反応が起こり、その後20時間にわたって緩やかな臨界状態が継続し、周囲に中性子線が放出された。この事故で3名の従業員が重篤な被ばくを受け、そのうち2名の方が亡くなったほか、この従業員を搬送した消防署員や臨界状態の停止作業に従事した社員、事故施設周辺の住民等凡そ700名が被ばくした。

賠償対象は約7000件、賠償総額は約154億円で、当時の法令に基づく賠償措置額は10億円(不足分は親会社が支援)。その内訳は、1. 身体の障害 2. 検査費用 3. 避難費用 4. 財物汚損 5. 休業損害 6. 営業損害等である。

これは日本原子力史上初めての刑事事件となり、事故当事者の6名が有罪判決を受けた。裁判の過程で表面化した重大な問題のひとつは、事故現場となったJCO転換試験棟の加工事業許可の安全審査を1983年から84年にかけて、JCOへの発注者である

動燃から科技厅への出向者である安全審査官が担当し、しかも一次審査と二次審査と設設計及び工事の方法の認可の全ての事務方をほぼ一人で担当していた事である。この出向者は数年間科技厅に出向してJCOの安全審査を担当したあと、再び動燃に復帰している。すなわち利害関係者の排除や審査の中立性・独立性が無かったということになる。

#### 2.2 もんじゅナトリウム漏れ事故

高速増殖炉もんじゅについて、最高裁は2005年5月30日、名古屋高裁金沢支部がもんじゅのナトリウム漏れ事故、蒸気発生器伝熱管破損事故などの安全審査に看過しがたい過誤があるとして、原子炉設置許可を無効とした判決(2004年1月27日)を破棄し、住民の控訴を棄却する判決を言い渡した。日本の独特の安全審査体制を追認したものであった。

もんじゅ・西村裁判:1995年12月8日、動燃(現・核燃料サイクル開発機構)の高速増殖炉原型炉もんじゅ(福井県敦賀市)で原子炉の熱を取り出す二次冷却系配管から冷却剤のナトリウムが漏れる事故が発生した。のちに動燃は現場を撮影したビデオを公表したが、20日になってこれが一部を隠して編集されたものと分かった。その後も続く一連の虚偽報告、隠蔽工作は当時世間の強い批判を浴びた。動燃側が追加調査を約束した翌日、社内調査を担当していた総務部次長・西村成生さん(当時49)が宿泊先のホテル敷地内で倒れているのが発見され、のちに死亡が確認された。新聞などでは自殺と報道されている。

これにつき、西村氏の親族から不審点が多く、自殺したのは会社にその記者会見を強要されたのが原因として、同開発機構に約1億4800万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。西村さんは事故の約1カ月後の1996年1月13日未明に自殺した。訴えによると西村さんは動燃が事故直後の現場を撮影したビデオを当初公開しなかった問題の内部調査を担当。自殺前日の記者会見では、本社がビデオ隠しに関与していることが判明した時期について、調査結果よりも約2週間後の1月10日との説明をした。遺族側は、西村さんが重要な会見で自分の判断に基づいた発言をすることは考えられず、動燃が虚偽発表を指示したと指摘。内部調査や記者会見の発言強要などで西村さんを精神的に追いつめたと主張している。これは自殺ではなく他殺であるとして、訴訟が行われている(2010年10月13日共同通信)。

### 2.3 東京電力トラブル隠し事件

2002年に発覚した東京電力管内の原子力発電所のトラブル記録を意図的に改竄、隠蔽していた事件。当時の南直哉社長以下社長経験者5名らが引責辞任するに至った事件で、産業界に大きな影響を与えた。きっかけは当時点検作業を行ったアメリカ人技術者の内部告発によるもので、当初調査が難航した。対象は法律に基づく定期検査ではなく、自主点検であるが、トラブルの程度に応じて国に報告する義務が課せられている。内容は東京電力の3つの発電所の原子炉計13基地において、1980年代後半から1990年代にかけて行われた自主点検記録に、部品のひび割れを隠すなどの改竄が29件あったとの事(Wikipedia:20110519)。

### 2.4 東京電力福島第一原発事故

2011年3月に発生した福島原発事故では、複数の原子炉がメルトダウンしレベル7という最悪の過酷事故となった。3か月経過しても、事故収拾の具体的な目途は未だ立っていない。当初、想定外或いは直ちに健康に被害は無いという表現が繰り返しマスコミで使用された。英仏米等の核保有国は、事故発生後の状況を判断し、数日後には、外務省を通して、自国民に東京から避難或いは、本国への帰国を勧告した。どちらが正しいかは歴史が証明する。

マグニチュード9.0の大地震に伴う、14-15mに及ぶ波高が福島第一原発を遅い、設計基準値の5.7mをはるかに超えて、全交流電源喪失から炉心溶解、メルトダウンに至り、大量の放射性物質が放出された。素人が考えても、津波に対する波高基準が低すぎた事は明白である。国の安全指針には、津波波高に言及せず、全電源喪失(SBO)は工学的に現実として起きないので大作不要と記述されている。ここに正当な工学的判断は介入していない。その妥当性のなさは、今回の事後で証明された。

## 3. 中立的第三者

日本の場合、原子力安全については、文部科学省が研究開発を所轄し、原子力安全委員会が安全基準等を定める。経済産業省は原子力産業を推進し、原子力安全・保安院が事業所の安全性を確認し、異なる機関が安全を審査しているという事になっている。しかしながら、原発推進母体が、安全の妥当性を検査するという事は、同じ利害関係の中で、検査の独立性並びに中立性は決して保たれるものではない。

因みに、第一者は国、第二者は製造業者、第三者は第一者とも第二者とも利害関係を持たない、例えば民間の認証機関の事をさす。利害関係が無い為に、中立性が保たれる。

WTO・TBT協定が関連する標準化作業の中で、国際規格であるISO或いはIECの様な民間による任意の標準化作業においては、第三者が認証することが原則とされている。

福島原発事故発生後、暫くして原子力安全・保安院が経済産業省から分離した独立組織にすべきとの議論がようやく開始された。欧米では、民間の中立的第三者機関が、製品の安全性につき、科学技術の合理性を持ってその妥当性を認証するという仕組みが歴史的に構成されてきている。これで、欧米の認証機関は規格基準の適合性評価等を主な業務内容として、産業として成立している。

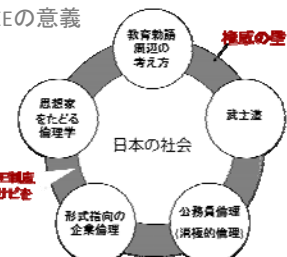
SDP7で開設した日本のウチ社会・タテ社会の中で通用する内部規範は、その外、ひいては国境を越えた放射性物質の放出というグローバルな段階ではもはや通用しなくなる。その為、ウチ社会から脱する為にも、中立的第三者機関の活用は、必須要件となってくる。

そこで必要とされるのは、特定分野での経験と知識を持ち合わせた適格者(competent person)である。技術者倫理に詳しい杉本泰治によれば、専門職としての技術者は、他からの強制によらず自分自身の基準に基づいて、倫理面から見て適切な技術判断を下せる素養を身につける必要がある。このため、再教育を含む技術者の倫理教育を行う必要がある。技術者のための倫理教育の本質は、特定の価値観を教え込むことではなく、技術の専門家として物事の選択や判断をする能力を個々の技術者の中に形成することである、という事になる。2002年の東電トラブル隠しの内部告発のきっかけは、この様な技術者倫理に基づいていると考えられる。

因みに、杉本泰治は日本での様々な世界観の林立をめぐる中で、倫理の必要性を以下の図で示している(第13回SSE研究会講演資料、以下同じ)：

#### 第4点 倫理におけるJABEEの意義

JABEEの活動の普及によって、普通の技術者が、倫理を意識するようになった。  
大きなリスクが潜在する科学技術が、広く深く人間生活に関わる現代、そのことの意義は、計り知れないほど大きい。



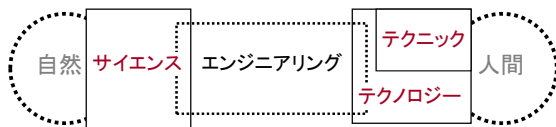
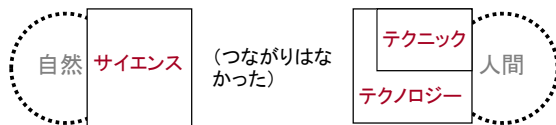
- 技術者倫理は、容易に日本の社会へ入れないところへ、JABEEの活動が通路を開くクサビを打ち込んだ。JABEE制度を、そのような意義あるものにならなければならない。
- 技術者が経営者との共通の理解のもとに、合理的で健全な企業活動に向けての倫理を構築する ⇒ JABEEが企業にとって身近なものに

© September 2010

更に、杉本は日本の「技術」という言葉の意味に、由来の意味が含まれていないという見解から、科学

と技術の相違を以下の通り区別している：

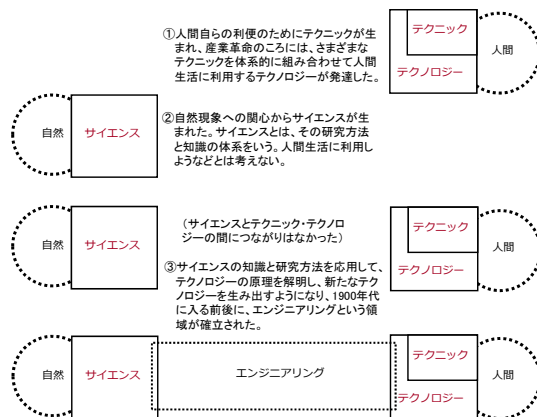
英語	日本語
テクニク (technic)	技術
テクノロジー (technology)	技術
エンジニアリング (engineering)	技術



③サイエンスの知識と研究方法を応用して、テクノロジーの原理を解明し、新たなテクノロジーを生み出すようになり、1900年代に入る前後に、**エンジニアリング**という領域を確立した。

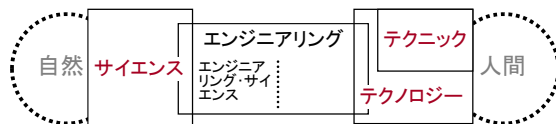
T. Sugimoto 2010

### 科学技術の図解(まとめ)

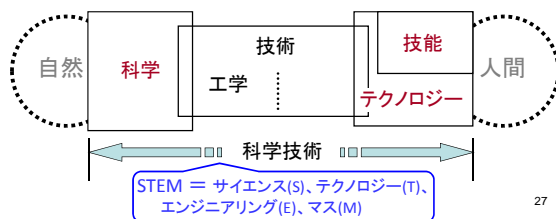


T. Sugimoto 2010

### (2) 科学技術とSTEM



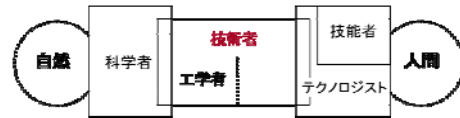
漢字表記の日本語を当てはめる



T. Sugimoto 2010

### (3) 科学技術の担い手

■ 各分野に、それぞれを担う専門職を当てはめる



科学者 自然の未知に取り組む。  
技術者 科学技術を人間生活に利用する構想を担う。  
技能者 人間生活の利便に直接に寄与する。

- 科学技術を人間生活に利用するには、技術者が要の位置に。しかし、科学者や技能者の協力・協働が必要
- 専門職の役割あるいはビジョンを、次世代の科学技術を担う学生たちに示し、さらに社会の共感が得られるように

完

### 4. 原子力村

因みに原子力村という表現が時折つかわれるが、これは科学的合理性・妥当性を有るときは排除し、原発推進という政治目的達成の為にそれを擁護する一団を意味している。大学の原子力関連学部の教授は往々にして、学生の就職活動を擁護する意味から、原発推進の政治的動向を支持し、それを批判する言動を慎む。原子力安全委員会、原発関連の官庁、電力会社の役員、関連独立行政法人の役員等は、特定の大学出身者が大半を占めている。原発訴訟において、最高裁での住民勝訴はこれまで前例が出ていない。このように培われたウチ社会では、普遍規範は通用せず、時には化学的合理性も排除され、その内部規範が主流を占め、外からの流れをウチから断絶してしまう。これらが、今回の福島原発事故により露呈してきた。

### 5. おわりに

人工物の構築における設計の妥当性検証は、工学的な安全確保とそれによる安心社会の実現の為に試金石であり、それは **competent person** 並びに、市民が判断することにより達成されるという観点からの、個人の自立と積極的な関与が前提となる。

**Competent person** の集合としての中立的で権威ある第三者機関は、その科学的知見により、多くの事故を予防概念により問題を事前に指摘し、事故回避が多くの場合可能となる。

工業先進国である日本は、真に開かれた透明性のある社会で公平・公正を順守する責務を負っており、科学的合理性の実践、そして第三者機関によるその妥当性検証は表裏一体であり、グローバルプレーヤーの一員として、早急に中立的な第三者機関の権威づくりが望まれる。これは、単に世界とのギャップを埋めるひとつの事項にすぎない。

(2011.06.23, [kabe@safetylabo.com](mailto:kabe@safetylabo.com))